

管理規程届出書の記入例

(様式2)

令和 年 月 日

池 田 市 長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

池田○○パーキング株式会社
代表取締役 池 田 太 郎 ⑩

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 届

標記について、別添のとおり制定したので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき届出します。

記

1 駐車場の名称 ○○駐車場

2 供用（予定）日 令和○○年○○月○○日

管理規程変更届出書の記入例

(様式3)

令和 年 月 日

池 田 市 長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

池田○○パーキング株式会社
代表取締役 池 田 太 郎 ㊞

路 外 駐 車 場 管 理 規 程 変 更 届

標記について、別添のとおり変更したので、駐車場法第13条第4項の規定に基づき届出します。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 駐車場の名称 | ○○駐車場 |
| 2 変更(予定)日 | 池田市城南1丁目1番1号 |
| 3 変更項目 | ①料金の変更
(現行) 300円/H → (変更) 200円/H
②供用時間の変更
(現行) AM8:00~PM10:00 → (変更) AM8:00~PM11:00 |

廃止届の記入例

(様式4)

令和 年 月 日

池 田 市 長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

池田〇〇パーキング株式会社
代表取締役 池 田 太 郎 ㊞

路 外 駐 車 場 廃 止 届

標記について、下記のとおり廃止したので、駐車場法第14条の規定に基づき届出します。

記

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1 駐車場の名称 | 〇〇駐車場 |
| 2 駐車場の位置 | 池田市城南1丁目1番1号 |
| 3 廃止年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 廃止した理由 | 当施設を月極駐車場として運用することとなったため。 |

休止届の記入例

(様式5)

令和 年 月 日

池 田 市 長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

池田〇〇パーキング株式会社
代表取締役 池 田 太 郎 ㊞

路 外 駐 車 場 休 止 届

標記について、下記のとおり休止したので、駐車場法第14条の規定に基づき届出します。

記

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 駐車場の名称 | 〇〇駐車場 |
| 2 駐車場の位置 | 池田市城南1丁目1番1号 |
| 3 休止期間 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 休止した理由 | 駐車場増設工事を行うため。 |
| 5 休止台数 | 25台 |
| 6 休止する部分の面積 | 400平方メートル |

※ 一部休止の場合は、休止する部分を明示した平面図（1/200以上）を添付

再開届の記入例

(様式6)

令和 年 月 日

池 田 市 長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

池田〇〇パーキング株式会社
代表取締役 池 田 太 郎 ㊞

路 外 駐 車 場 再 開 届

標記について、下記のとおり再開したので、駐車場法第14条の規定に基づき届出します。

記

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 駐車場の名称 | 〇〇駐車場 |
| 2 駐車場の位置 | 池田市城南1丁目1番1号 |
| 3 再開年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 再開台数 | 25台 |
| 5 再開する部分の面積 | 400平方メートル |

※ 一部再開の場合は、再開する部分を明示した平面図（1/200以上）を添付

記入例

第2号様式（第7条第2項関係）

（日本工業規格A列4番）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場いす使用者用駐車施設		2台確保	
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値		5%	
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無	無	
ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要		認定の番号		
		特殊の装置の名称等		

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあつては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造業者名を記載すること。

路外駐車場管理規程（作成例）

1. 駐車場の名称 ○○駐車場

2. 駐車場管理者の氏名及び住所

〔法人の場合〕

- (1) 名 称 池田○○パーキング株式会社
- (2) 所 在 地 池田市城南1丁目1番1号
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 池 田 太 郎

〔個人の場合〕

- (1) 住 所 池田市城南○丁目○番○号
- (2) 氏 名 ○○ ○○

3. 供用時間

(1) 供用時間の開始及び終了時間

○○時から○○時まで

ただし、△時から△時までの間は閉門する。

閉門時間中は、入口に備え付けのベルを使用し、係員の指示を受けること。

(2) 休業日

〔例1〕 なし（年中無休の場合）

〔例2〕 日曜・祝日及び12月31日から1月3日まで

〔例3〕 毎週○曜日、及び○○デパートの臨時休業日

(3) 上記他、駐車場管理者は、この駐車場の補修その他管理上やむを得ない場合には、主務官庁に届出の上、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

4. 駐車料金

別記のとおり

定期（月極）駐車契約者に対しては、別紙定期（月極）駐車契約書により契約し、定期駐車券を発行する。

5. 供用契約に関する事項

- (1) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車中の自動車保管にあたり、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失または損傷について、その損害の責任を負う。
- (2) 駐車場管理者は、この駐車場に駐車する自動車の積載物及び車内に拘留された物品に関する損害については、一切賠償責任を負わない。
- (3) 駐車場利用者及びその関係者（同乗者を含む）は、故意又は過失によって、この駐車場の設備及び他の駐車中の自動車等の損害を与えた時は、直ちにその損害を管理者及び他の被害者に賠償しなければならない。
- (4) 駐車場利用者間の事故・トラブルについては、当事者間で解決するものとする。この場合、駐車場管理者は一切責任を負わない。
- (5) 駐車場利用者は、この駐車場の供用時間中に駐車した自動車を引き取らなければならない。ただし、あらかじめ駐車場管理者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (6) 駐車場管理者の承諾なくして、この駐車場の営業終了時刻である〇〇時までに、自動車を引き取らなかつた時は、〇〇時から営業開始時刻の〇〇時までの間の駐車に対し、1時間（30分）につき〇〇円の割合で違約金を徴収する。

6. 駐車場利用者の遵守事項

駐車場利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車位置、場内の交通規制等は、標識・表示又は係員の指示に従うこと。
- (2) 場内での走行は徐行すること。
- (3) 自動車内に貴重品、その他の物品を留置しないこと。
- (4) 駐車中はエンジンを必ず停止し、自動車から離れる時は窓を閉め、ドア及びトランクは施錠すること。

- (5) 駐車場内の設備、又は他の自動車及び器具等に、毀損、破損、汚損、を与えた時は、速やかに係員に申し出ること。
- (6) 駐車場利用者は駐車中に、自己の自動車に事故が生じたと認められた時は、出場以前に係員に申し出なければならない。
- (7) 駐車場利用者及びその関係者（同乗者を含む）は、禁止されている場所へ立ち入ったり、特殊装置操作盤、その他の機器類に許可なく触れてはならない。
- (8) 駐車券は必ず携行し、車内には置かないこと。
- (9) 駐車場利用者は、同一の自動車を引き続き〇〇日を超えて駐車させることはできない。ただし、事前に申し出があった自動車はこの限りでない。
- (10) 駐車場利用者が前項の駐車制限時間超過後も、自動車を引き取らない場合には、駐車場管理者は当該自動車の車検証記載の所有者、又は使用者に引き渡すことができるものとする。
- (11) 駐車場利用者は駐車券を紛失した場合は、この駐車場に自動車を入場させた日の午前 0 時から、出場させた時点までの間の駐車料金を支払わなければならない。
- (12) 前各号に掲げるものの他、係員の指示に従うこと。

7. 駐車場管理者は遵守事項その他必要な事項を、場内の見やすい場所に掲示する。

8. 駐車場管理者は、次の場合には駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場利用者及びその関係者（同乗者含む）が、駐車場管理規程を守らなかったとき。
- (2) 危険物を積載している自動車、その他駐車場の管理上支障があると認められる自動車が駐車する場合。

9. 駐車できない自動車

- (1) 高さ〇mを超えるもの、及び特殊自動車。

(2) 長さ○m、幅○m、高さ○m及び重量○ot を超えるもの。

10. 附帯業務（駐車場内で営業する業務）

例

- (1) 自動車修理工場
- (2) 洗車業務
- (3) レンタカーの貸し出し
- (4) カーアクセサリー等の販売
- (5) 売店
- (6) 軽飲食、喫茶店、レストラン
- (7) タバコ販売
- (8) なし（附帯業務がない場合）

※別途駐車料金（記載例）

1. 時間駐車

自動車の種類	最初の 1 時間まで	以後 30 分毎に	30 分まで毎に	1 日（1 回）
	円	円	円	円
	円	円	円	円

2. 定期（月極）駐車

自動車の種類	全 日	夜 間	昼 間	平 日
	円	円	円	円
	円	円	円	円

3. 駐車回数券

○○円 ○○枚綴り ○○○円

4. プリペイドカード

○○○円分 ○○○円
○○○○円分 ○○○○円

5. その他

○○店において、金○○○円以上お買い上げの顧客で、駐車券に認印のあるものに限りに、○時間まで無料とする。